

## 大分大学理工学部教授会規程

平成29年4月1日制定  
平成29年理工学部規程第3号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号。以下「法人教授会等規程」という。）第8条の規定により、大分大学理工学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) その他教授会が必要と認める者

### (招集等)

第3条 議長は、原則として、毎月1回、教授会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に教授会を招集することができる。

2 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

### (代議員会及び専門委員会)

第4条 教授会は、法人教授会等規程第3条第1項の規定により、代議員会及び専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置く。

2 代議員会等に必要な事項は、学部長が別に定める。

### (構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (議事録等の作成)

第6条 議長は、教授会の議事録又は議事概要を作成する。

### (事務)

第7条 教授会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則（令和6年理工学部規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。